

平成 19 年度

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（論述式 I）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は 8 頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の 5, 7, 8 頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

憲 法

[問 題]

以下の設例を読み、問題ⅠとⅡについて答えなさい。

Xは、日本に住む定住外国人であり、同じく定住外国人のAとの間に結婚してもうけた子どもたちと生活していた。Xは、商売を手広く営んでいたが、折からの不況のため、多額の借金を背負い、生活が著しく困窮するに至った。そのため、Xは、2年前から、公立の小学校と中学校へ通う子どもたちのために、自らの住むY市の就学援助を毎年就学児童の親として申請し、学校給食費及び学用品費などの支給を受けてきた。ところが、Y市は、財政難を理由に、就学援助に関する条例の規定を改正し、申請を行うことができる者を、生活保護を受けているか、または著しく生活の困窮した、日本国籍を有する親に限定した。そのため、Xが就学援助を申請したところ、条例の規定を根拠に、申請は不許可となった。

問題Ⅰ Xは、憲法25条及び14条との関係でどのような主張をすることができるか。(40点)

問題Ⅱ あなたは、問題Ⅰで解答したXの主張について、どのように判断するか。(60点)

(資料)

1 Y市就学援助制度

就学援助の対象となるもの

援助費目	援助の範囲	対象学年
(1) 学校給食費	食数×単価	全学年対象
(2) 学用品費	年額 12,000円（小学校）	全学年対象
	年額 24,000円（中学校）	全学年対象
(3) 新入学学用品費	年額 20,000円（小学校）	1年生のみ
	年額 24,000円（中学校）	1年生のみ
(4) 校外活動費（遠足）	3,000円（小学校）	全学年対象
	6,000円（中学校）	全学年対象
(5) 修学旅行費	実施額（小中学校とも）	該当学年

2 Y 市就学援助条例

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法第25条及び第40条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(援助対象者)

第2条 就学援助費の支給対象となる者は、Y市に住所を有し、Y市立学校設置条例に規定する学校に在学する児童・生徒の保護者（日本国籍を有する者に限る）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法第6条第2項の規定による要保護者
- (2) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者で、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるもの
 - ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - イ) 児童扶養手当法第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給
 - ウ) 個人の事業税の減免
 - エ) 市民税の減免

民 法

〔問 題〕

Aは、甲不動産（土地・建物）を購入し、高級料亭を経営していたが、2006年2月1日に死亡した。成人した子BCがAを共同相続し、同年4月1日に甲不動産につき相続を原因とする共有名義の登記がなされた。BCは甲不動産の敷地上の日本庭園を造り直すために、同年6月10日、D銀行から5000万円の融資を受け、甲不動産のBCの各持分につきDのために抵当権を設定し、同日その旨の登記が経由された。その後造園が開始され、BCは高価な2つの庭石（以下庭石 α 、庭石 β とする。）を設置した。ところが、2006年9月1日、Bは、CおよびDに無断で、甲不動産に設置された庭石 α 、 β をBCの名においてEに800万円で売却した。庭石 α については、同年9月9日、Eに引渡しがなされたが、同月10日現在、庭石 β の引渡しはなされておらず、Eは未だ代金800万円を支払っていない。Cが庭石 α 、 β の売買を追認する場合としない場合とに分けて、CDがそれぞれEに対してどのような請求ができるか考察しなさい。

刑 法

〔問 題〕

甲・乙・丙は、幹線道路に面した高層マンションを中心に住居侵入窃盜を繰り返していた者たちである。その手口はつぎのようなものであった。すなわち、徒步の甲が、携帯電話を利用して、自動車で移動している乙・丙に対し、遠方から見て電気が灯っておらず留守のように見えるマンション内の住居を指示し、乙・丙が住居に侵入して窃盜をしている間は、当該マンションの近くで見張りをする、というものである。また、三者の間には、現金・金券・高級腕時計以外は絶対に盗まない、人に怪我をさせない、という合意があった。

ある日、乙・丙が、甲の指示に基づいて、あるマンション内の住居に侵入したところ、留守だと思われた居住人Xは昼寝をしていただけで、逃げだそうとした乙と物音に驚いて目覚めたXとが揉み合い状態となり、乙を助けようとした丙がXの頭部をテーブル上にあった大理石製大型灰皿で殴ったため、Xは脳震盪のうしんとうを起こして失神した。その時点で、乙・丙は、空手のままで退出するか、犯行を続行するか、ということについて話し合った結果、こうなれば続行するしかないし、Xに怪我をさせたことは甲には黙っておけば良い、ということとなり、Xの目や口をガムテープ等で塞いだ上で、宅内をあらさがしし、現金・金券・腕時計の他、指輪等の貴金属をも盗んだ上、逃走した。Xは、乙・丙の貼ったガムテープ等が鼻孔をも塞いだため、しばらくして窒息死するに至った。

他方、いつも通りにマンションの外で見張りをしていた甲は、乙・丙の侵入した住居の様子が何か変なことに気付き、乙・丙がドジを踏んだと判断して、今までに盗んだ現金等を持って一人で逃げようと考え、先にアジトに逃げ帰っていた。甲が、乙・丙の取り分もいただこうと両者の荷物を開いたところ、盗まないと約束していた貴金属が大量に出てきたので、これまで騙されていたと悟って憤りつつも、甲はそれらを総てカバンに入れた。そして、甲は、アジトから出たところで、帰ってきた乙・丙と鉢合わせになった。乙・丙は、甲の表情や持ち物を見て瞬時に事情を理解し、自分たちの取り分を取り戻すべく、二人で甲に暴行を加え、よって甲に傷害を負わせた。その傷は、乙・丙いずれの暴行から生じたものか明らかではなかった。

甲・乙・丙の罪責を問う（ただし、特別法違反の点は除く。）。

